

森林湖沼環境税条例の改正について



(木や葉に触れながらの自然観察)



(湖上体験スクール)

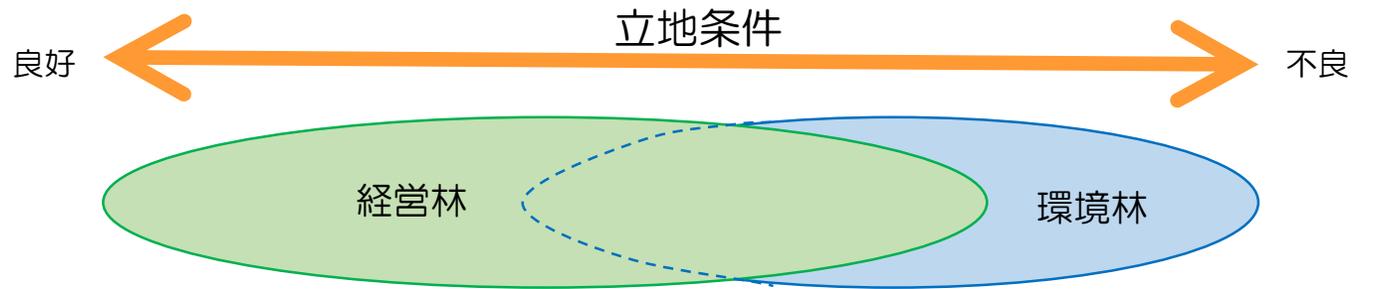
茨 城 県

目指すべき森林(人工林)管理の姿

- 林業の採算性が悪化したため森林所有者の経営意欲は減退し、管理が不十分な森林が増加したことにより、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化防止など森林の公益的機能の低下が懸念される状況。
- これまでは、手入れの遅れた荒廃した森林であれば特に区分することなく、森林湖沼環境税を投入して間伐を実施。
- 今後は、経営規模の拡大を進める林業経営体が取り組む、施業の集約化や再造林、間伐、高性能林業機械の導入等に支援を重点化することにより、事業活動として管理される森林を拡大。
- 一方、林業経営体による自発的施業が見込めない森林は、環境林として広葉樹林化を推進。
- これにより、森林全体として公益的機能の持続的な発揮を実現。



◆本県の人工林



※将来的には経営林を拡大していくイメージ

人工林：65,000ha (スギ・ヒノキ林)

経営林：43,000ha

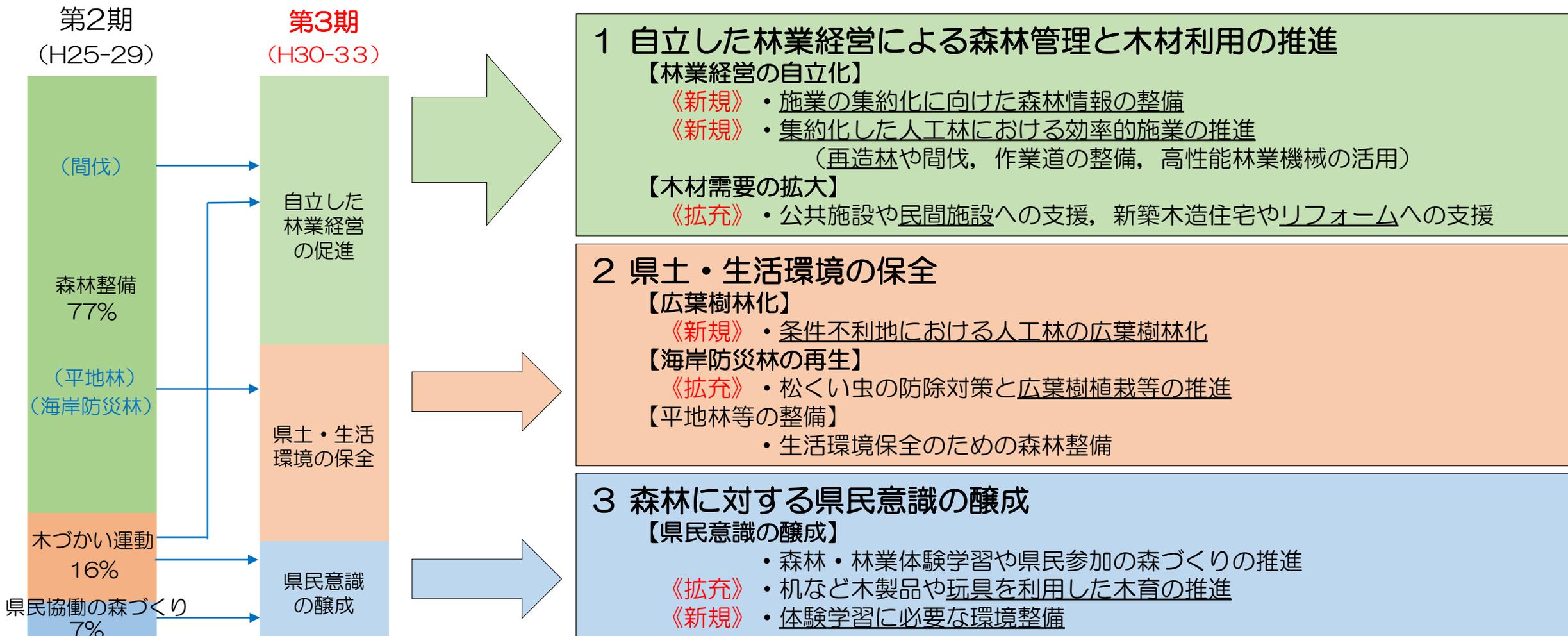
(条件不利地)

環境林：22,000ha

第3期森林湖沼環境税活用事業（森林の保全・整備）の施策の考え方

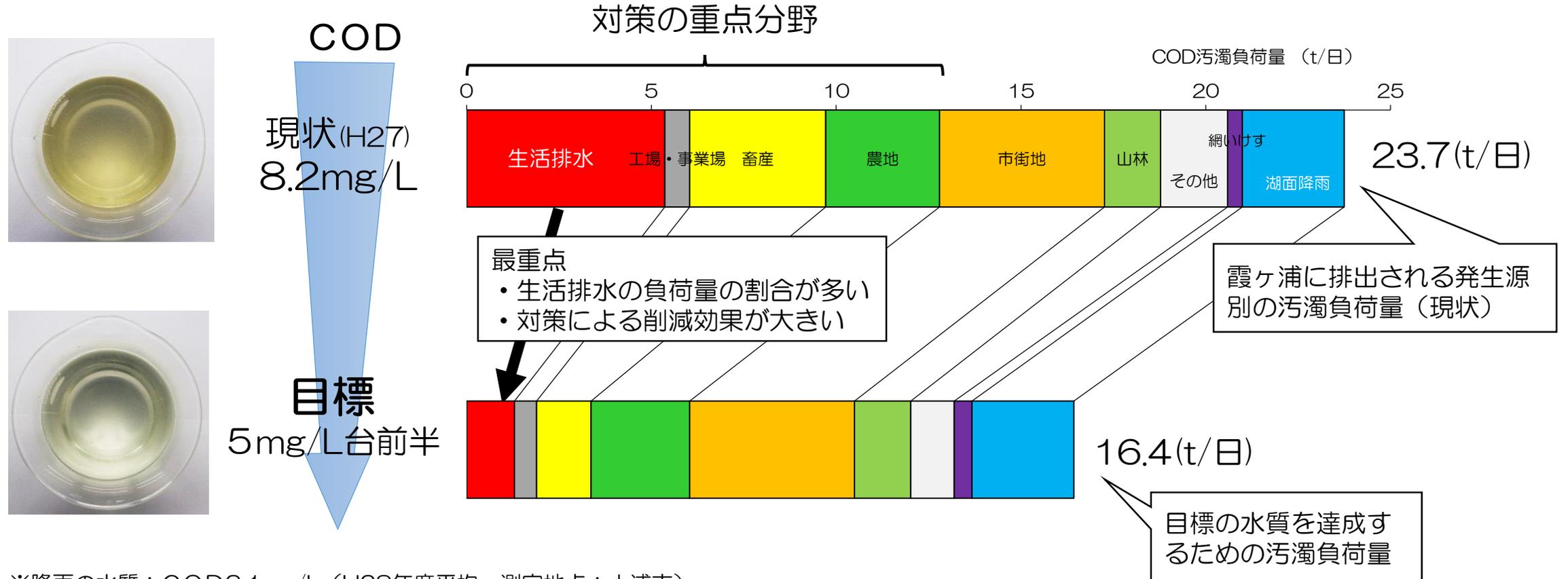
目的：環境保全を通じた森林の公益的機能の発揮

- ポイント
- これまでは荒廃した人工林の間伐を中心に森林整備を実施。
 - 第3期は、意欲と能力のある林業経営体に人工林の施業を集約することで、森林管理が事業活動として行われるようにする一方、立地条件が悪い人工林においては広葉樹林化を推進。
 - これらに加え、森林に対する県民意識の醸成等にも取り組み、公益的機能を発揮。



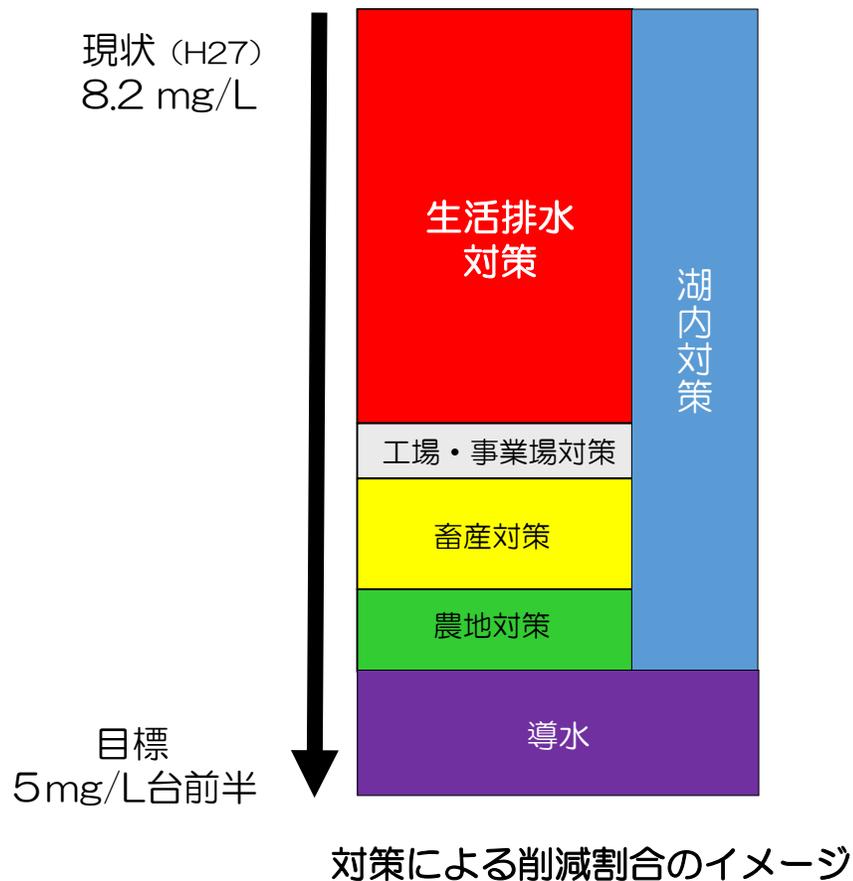
目指すべき霞ヶ浦の姿

- 流域には100万人近い人々が住み、農業、畜産業などが盛んに営まれていることや、流域に降る雨のCODが3mg/Lを超えている※ことなどから、水質が環境基準のCOD3mg/Lになる可能性は極めて低い（不可能）。
- 従って、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画の長期ビジョンでは、「泳げる霞ヶ浦」（湖水浴場のあった昭和40年代の水質COD5mg/L台前半）を目標。
- 長期ビジョンの目標の水質を達成するためには、相当の時間と費用をかけながら霞ヶ浦に排出される汚濁負荷量を削減していくことが必要。



水質浄化対策のイメージ

長期ビジョンの目標の水質を達成するためには、生活排水処理率100%に加えて、農地・畜産対策などを行うことが必要であり、相当の時間（現在の試算では概ね25年間程度）と費用（国が実施する湖内対策や霞ヶ浦導水を除き、事業費ベースの粗い試算ではあるが約3,300億円）をかけて、着実に進めていく必要がある。また、県民や事業者の協力が必要。



1 生活排水対策

- 生活排水処理率100%
- 下水道・農業集落排水施設の接続率100%
- 浄化槽は全て高度処理型浄化槽

次期環境税
で重点化

2 工場・事業場対策

規制事業場指導に加えて、小規模事業場の指導・監視強化

3 畜産対策

堆肥の広域流通，農外利用促進など

4 農地対策

適正施肥の推進など

5 湖内対策

ウェットランド，水生植物帯の造成，浚渫など（国が実施）

6 導水

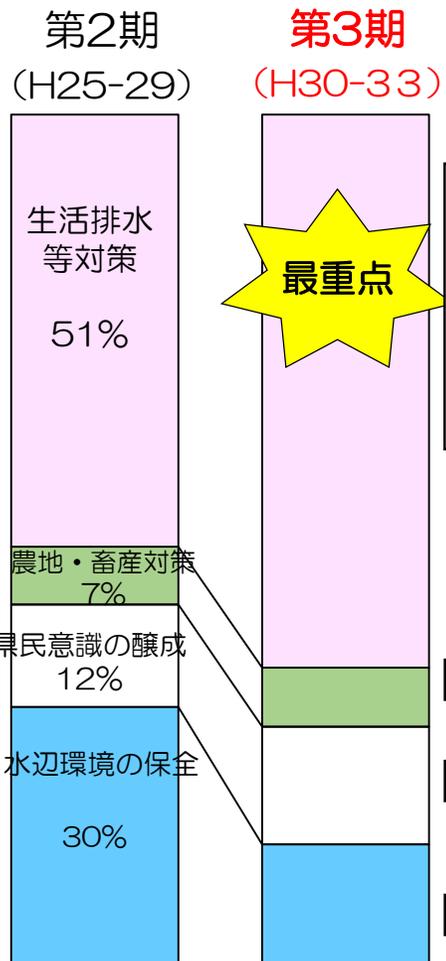
霞ヶ浦導水事業（国が実施）

第3期森林湖沼環境税活用事業（湖沼・河川の水質保全）の施策の考え方

目的：泳げる霞ヶ浦（COD5mg/L台前半の水質）の達成に向けた水質浄化対策の推進

ポイント

- 第3期は、霞ヶ浦に排出される汚濁負荷量の割合が多い生活排水対策をさらに加速。特に下水道接続率が89.4%（H29見込み）に留まっており、思い切った底上げが必要。
- 工場・事業場の排水対策を強化。
- 加えて、農地・畜産対策については新たな取組を実施。



1 生活排水等対策

【下水道・農業集落排水施設の接続促進】

《拡充》現行制度では接続補助は供用開始3年以内であるが、霞ヶ浦流域限定で供用4年以降も対象

《拡充》さらに、高齢者または児童のいる世帯のうち一定の年収以下のものは全額補助
【高度処理型浄化槽の設置促進】

【工場・事業場の排水対策強化】

《拡充》指導員の増による立入検査の強化

2 農地・畜産対策

《新規》レンコン田・畑地で適正施肥の普及（研究から普及へ）

《拡充》堆肥の広域流通・輸出、家畜排せつ物農外利用等

3 県民意識の醸成

湖上体験スクールなど

4 水辺環境の保全

浄化のショーケース（霞ヶ浦湖岸に直接浄化施設を設置）

指導・監視強化
(条例改正を含めて検討)

今後の税制(案)

※現行の税制を4年間延長

課税方式	県民税均等割の超過課税(上乘せ)
納税義務者	県内の個人・法人(県民税均等割の非課税者を除く。)
税額(年額)	個人:1,000円, 法人:均等割額の10%(資本金等の額に応じ, 2,000~80,000円)
課税期間	平成30年度から平成33年度まで(4年間)
税収	約68億円(4年間の合計)
税収の用途	①森林の保全・整備, ②湖沼・河川の水質保全



○森林湖沼環境税の今後のあり方に関する報告書 (茨城県自主税財源充実研究会)抜粋

- 多くの課題が残っている現状において施策を推進していくには、自然環境に対する県民意識の醸成とともに、財源の確保が必要
- 関係団体からの要望なども踏まえ、実質的に目的税化した森林湖沼環境税を継続することが有効

○関係団体からの要望の提出状況

市町村, 林業・水環境関係団体など54団体から税の継続を求める要望が提出されている。※11/14現在

【パブリックコメントの結果】※166人・社から延べ353件の意見

- 税の継続について 54件(賛成53件/反対1件)
- 花粉の少ないスギ苗木やコンテナ苗を活用した再造林などにより, 森林の若返りを進めてほしい。
- 生活排水処理率100%に向けた取り組みを強化してほしい。
- 下水道, 農業集落排水施設への積極的な接続促進が必要である。 など

【県民アンケート調査の結果】

- 森林湖沼環境税の継続に「賛成」及び「どちらかといえば賛成」
個人:85.4% 法人:84.4%
- 現行の税額(個人:1,000円, 法人均等割額の10%)を維持
個人:68.3% 法人:68.0%